

令和6年第4回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月2日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
5 番	増 井 文 雄 君	6 番	藤 田 正 美 君
8 番	熊 谷 勘 信 君	9 番	島 津 秀 樹 君
10 番	辻 岡 正 和 君	11 番	坂 本 豊 君
12 番	今 井 富 雄 君	13 番	北 原 武 道 君
14 番	松 本 孝 雄 君		

2. 欠席議員

な し

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡 本 隆 司 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	会 計 管 理 者	三 宅 宗 左
総 務 課 長	竹 内 正	総合政策課長	岸 本 晃 浩
観光商工課長	田 中 啓 司	税務住民課長	中 西 みや子
環境安全課長	中 村 辰 也	福 祉 課 長	山 口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池 田 和 哉
建 設 課 長	吉 村 卓 也	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中 村 和 幸	パレオ文化課長	山 本 裕 之
歴史文化課長	松 宮 登志次	教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 5 号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第 4 報告第 6 号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第 5 認定第 1 号 令和5年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の

認定について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 5 号 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度若狭町立瓜生小学校屋内運動場リフレッシュ工事） |
| 日程第 8 | 議案第 5 6 号 | 若狭町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 7 号 | 若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 8 号 | 若狭町立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 9 号 | 若狭町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 0 号 | 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 1 号 | 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 2 号 | 令和 6 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 3 号 | 令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 4 号 | 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 5 号 | 令和 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 6 号 | 令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 7 号 | 令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 8 号 | 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 9 号 | 財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式） |

(午前 9時29分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

心配されました台風10号も昨日には熱帯低気圧となり、ひとまず安心をいたしました。が、9月、10月は台風の多い月でございますので、十分、災害に対する備えをしていかなければいけないと思っております。

そして、本日、招集されました令和6年第4回若狭町議会定例会の開会に当たりまして、議員各位には、万障繰り合わせのうえ、御出席をいただいたことに心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、工事請負契約の締結、条例の一部改正、また、令和6年度各会計の補正予算が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力を賜りますことをお願いいたします。

そして、また、議員、理事者各位におかれましては、御自身の健康からまず十分に御留意をいただきまして、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

開会の言葉といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和6年第4回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年第4回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この夏は連日、猛暑日が続き、9月に入っても厳しい残暑が予想されております。このような中、町内各地では、稲の刈り取りが始まり、また、特産である岩屋梨の収穫も始まっております。秋の気配を感じる季節となりました。

去る7月23日には、小浜市と若狭町で構成する日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が「日本遺産が目指すべきモデル」として新た

に設けられた「特別重点支援地域（日本遺産プレミアム）」に全国で唯一、選定をされました。日本遺産に選定されて以来、地域や民間事業者の方々などによる多彩な活動が継続的に行われてきたことが高く評価されたものであり、御尽力いただいております皆様方に重ねて感謝を申し上げます。

町といたしましても、今後は様々なデータを活用し、効果的に情報発信を行い、地域の知名度やブランド力の向上に努め、北陸新幹線の開業効果をさらに生み出せるよう、観光振興や交流人口の拡大にも努めてまいりたいと考えております。

また、先月の２７日から日本に接近していた台風１０号につきましては、大変、進むスピードが遅く、同じ地域で長時間にわたり暴風や大雨の影響を受けることとなりました。台風の影響により、離れた地域でも早くから線状降水帯が発生し、大雨が降るなど全国各地で大きな被害が発生しております。被害に遭われました皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

町では、事前に関係機関で構成する対策会議を設置し、情報収集や対策に備えてまいりました。今後も台風の発生に備え、住民の皆様の安全・安心のために万全を期してまいります。

さて、本定例会におきましては、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、令和５年度一般会計及び各特別会計、各企業会計歳入歳出決算の認定のほか、条例の一部改正、また、令和６年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、財産の処分の案件を御提案させていただきます。

議員の皆様方には、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

～日程第１ 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番谷川暢一君、２番川島富士夫君を指名します。

～日程第２ 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１９日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１９日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、令和５年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めるため、河原監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第３ 報告第５号から日程第６ 報告第４号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第３、報告第５号「令和５年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第４、報告第６号「令和５年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の２件の報告を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第５号及び報告第６号につきまして御報告を申し上げます。

まず、報告第５号「令和５年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、また、報告第６号「令和５年度決算に基づく資金不足比率の報告について」につきましては、同法第２２条第１項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

以上で報告は終わりました。

次に、日程第５、認定第１号「令和５年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第６、認定第２号「令和５年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会

計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして御説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも令和5年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものであります。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和5年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

令和5年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書を御覧いただきたいと思います。

一般会計における歳入決算総額は133億5,197万4,000円となりました。歳出決算総額は124億7,443万8,000円となり、歳入歳出の差引きは8億7,753万6,000円となりました。

次に、7会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、若狭町国民健康保険特別会計、若狭町後期高齢者医療特別会計、若狭町直営診療所特別会計、若狭町介護保険特別会計といった町民の皆様の健康に関わる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、若狭町農業者労働災害共済事業特別会計では、令和5年度につきましては、農作業中の事故5件に対しまして共済金をお支払いいたしました。

次に、若狭町営住宅等特別会計では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、UIターン者や住宅困窮者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、若狭町土地開発事業特別会計につきましては、上瀬の住宅団地を中心に分譲を進めさせていただいておりますとともに、若狭町スマートエリア構想に基づき、井ノ口地係におきまして宅地分譲地の造成に着手いたしました。

続きまして、認定第2号「令和5年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

まず、令和5年度若狭町水道事業会計決算であります。収益的収入が3億8,664万7,000円、収益的支出が3億6,807万8,000円となり、純利益は1,856万9,000円となりました。

資本的収支では、1億6,606万9,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、令和5年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,536万6,000円、収益的支出が3,404万6,000円となり、868万円の損失となりました。

資本的収支では、822万8,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、令和5年度若狭町下水道事業会計決算であります。収益的収入が6億6,397万5,000円、収益的支出が8億4,456万8,000円となり、1億8,059万3,000円の損失となりました。

資本的収支では、1,692万3,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

最後に、令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益的収支の状況は、総収益4億3,509万円、総費用4億4,764万8,000円で、1,255万8,000円の損失となっております。

資本的収支では、2,988万6,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましての御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、河原武教君。

○監査委員（河原武教君）

議長のお許しをいただきましたので、令和5年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号の「令和5年度若狭町一般会計」

及び「国民健康保険特別会計」など7つの特別会計並びに「水道事業会計」など4つの企業会計の決算につきまして、議会選出の今井監査委員と6月から7月にかけて慎重に審査をさせていただき、お手元に配付のとおり意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略をさせていただきます。

決算審査にあたりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

一つ目に、予算が適正に執行され効率的な財政運営が行われているか。

二つ目に、財務に関する事務が適正に処理され財産は適切に維持管理されているか。

三つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

この点を確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は133億5,197万4,000円、歳出総額は124億7,443万8,000円となっており、前年度と比べますと、歳入では8億7,717万3,000円、7.0%の増加、歳出では10億1,576万8,000円、8.9%の増加となっております。

歳入では、国の臨時的支援策である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少や道路改築事業の完了等に伴い、その財源となっていた国庫支出金が減額となったものの、ふるさと納税等の寄附金、繰越金等により増額となっております。

歳出では、物価高騰に伴う低所得世帯に対する国の緊急支援策である住民税非課税世帯等への給付金や若狭町子育て応援給付金事業等による扶助費の増加、また、災害情報放送設備整備事業の実施等が増額になった要因と考えられます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億7,753万6,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源3,653万2,000円を除いた実質収支は8億4,100万4,000円の黒字、また、実質単年度収入においても5,271万5,000円の黒字であります。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.329であり、収入財源の65.4%が地方交付税や国、県の支出金、町債などに依存した内容となっております。

また、令和5年度の実質公債費比率は14.8%で、前年度と比較すると0.6%高くなっておりますが、地方債許可団体に移行する目安とされる基準値18%以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります経営収支比率は、前年度と同じく

８８．８％で、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。地方交付税等の依存財源を主とする財政構造であるため、今後においても各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が１３３億５，１９７万円であり、調定額に対する収納率は９９．８０％であります。

収入未済額は２，６３４万円であり、３０万円の不納欠損処理を行っております。

歳入については、厳しい財政状況の中において、自主財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点において、滞納実態や債務者個々の状況に応じたきめ細かな対応を粘り強く行っていただくとともに、新たな滞納の未然防止に努められるよう最善の努力をされることを望むものであります。

特に長期化した滞納繰越分の徴収は、年月が経つほど困難となることを考慮し、収納担当部署が関係課との連携を強化するなどして徴収に当たっていただきたいと思います。

また、不納欠損についても、その処理までに債務者の生活状況や資産状況等を的確に把握し、その状況に応じた適切な対応をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は１２４億７，４４４万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費、補助費等をはじめとする投資的経費は７４億８，３４１万円で、歳出総額全体の６０．０％を占めており、前年度決算額と比較し１０．６％の増加となっております。

この主な要因は、物価高騰による低所得者への国の支援策である住民税非課税世帯等への給付金や若狭町子育て応援給付金事業などによる扶助費が前年度と比較し１億２３４万円、１０．３％増加したことなどにあります。

また、投資的経費は２０億９，６７８万円で、歳出額全体の１６．８％を占め、決算額は前年度と比較し８億１，４５９万円、６３．５％の大幅な増加となっております。

この主な要因は、災害情報放送設備整備事業等を実施したことなどであります。

公債費その他は２８億９，４２５万円で、歳出額全体の２３．２％を占め、決算額は前年度と比較し１５．１％の減少となっております。

以上、全般では、歳入歳出のバランスは取れ各財政指数も財政健全化判断比率の範囲内であり、その経営努力が見えるものの、今後も地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、急激な物価高騰や頻発する

地震、異常気象による自然災害など突発的かつ長期にわたる事態が発生することも考慮し、慎重に将来を見据えた財政計画を立て、引き続き行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望します。

次に、基金の状況であります。令和5年度末の総額が39億9,720万円となっており、基金全体では、前年度末より2億1,374万円の増加となっております。

主なものとして、財政調整基金が1億7,020万円、減債基金が2,665万円の増額のほか、ふるさと応援基金が8,768万円、介護給付費準備基金が5,848万円の増額等となっております。

一方で、情報基盤整備事業基金が7,227万円を全額取り崩し、廃止しております。これは、ケーブルテレビネットワーク設備の更新事業を実施するためであります。

また、観光振興基金など事業実施の財源として充当し、減額となった基金もありますが、基金全体としては増加となりました。

財政調整基金をはじめとする各種基金の積み立てや取り崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地、建物の令和5年度財産所有面積は927万平方メートルとなっております。処分可能な町有財産については、有効活用の推進や定期的な購買、不動産情報の公開等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図れるものと考えられますので、今後も財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

また、有価証券について、増減はないものの、美方ケーブルネットワーク株式会社が株式会社嶺南ケーブルネットワークの子会社化されたことに伴う変更があり、今後、事業の取り組み状況等をしっかり把握していただきたいと思っております。

次に、町債の現在高であります。総額144億6,593万円となっており、前年度と比較し、8,120万円の増加となっております。これは、借入金元金の償還額を上回ったことによるものであります。社会資本整備を進めるためには、町債の活用はやむを得ないところでありますが、将来の財政負担ともなりますので、将来の財政を見通して、計画的な事業実施により、発行額を調整し、残高を減らす取組を継続していただくとともに、後年度に普通交付税が措置される起債の活用など、財政負担を十分に考慮して取り組んでいただきたいと思っております。

以上、一般会計における財政状況の概要を申し上げます。人口減少と少子高齢化が急速に進む中、長引く世界情勢の不安定などに起因する急激な物価高騰や異常気象による自然災害への対応による経費が増加することも考えられ、財政運営はより厳しさを増

していくものと思われます。町民がいつまでも安心して生活できる持続可能な町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化が増大する行政需要に対して、地域の実情や住民の声にしっかりと耳を傾け、効果的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は、国民健康保険特別会計をはじめとする7つの会計があります。各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について意見の一端を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計については、歳出において大きな割合を占めている保険給付費について、今後も引き続き、医療費の適正化に向けた特定健診などの健康受診率の更なる向上を図っていただきたいと思います。

また、新しい取組である健康ポイント制度を有効に活用し、効果的な保健指導や健康づくり教室の開催など生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、心身の健康づくりを推進していただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計については、国民健康保険特別会計と同じく保険給付が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関への適正受診の指導などに努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、収支のバランスもとれ、順調に推移し、患者数も増加傾向にあります。今後も住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と各医療機関との連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによって、社会保障費の抑制に努力いただくことを願うものであります。

介護保険特別会計については、当町の介護保険料は県内でも上位であり、今後も保険給付費が増加することが予想されます。地域支援事業により、引き続きフレイル予防等を積極的に推進し、健康維持、介護状態からの回復などにより保険給付費の減少を図り、安定的な事業運営を検討願いたいと思います。

また、基金については、保険料改定の議論に併せて保険料の上昇抑制のため有効な運用をお願いしたいと思います。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は農業者に対する共済制度であり、町全体で414戸がこの共済に加入されています。加入者は前年度から23戸減少となっておりますが、加入面積は7.5%の増加となっております。不測の農作業事故に対処するために、引き続き、制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に

努めていただきたいと思います。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室が対象となっております。

会計収支は571万円が純利益となっておりますが、使用料の収入未済額が年々増加しており、滞納が常習化しないように適宜、納付相談をするなど適切に徴収に努めていただき、引き続き適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、天徳寺住宅団地、せせらぎ住宅団地が完売し、上瀬住宅団地も商談中を含めて完売予定であります。現在、分譲中の若王子住宅団地についても残り1区画となっており、今後も早期完売に向けたPR活動を積極的に進め、完売促進に一層の努力を願うものであります。

また、今後の少子高齢化による人口減少対策としてスマートエリア開発事業が着手され、デジタル技術を導入した新しいモデル分譲地の早期完成、分譲開始に期待するものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、令和5年4月に農業集落排水、漁業集落排水、公共下水道の3つの特別会計を一本化し、新たに下水道事業となり、4つの企業会計となりました。水道事業、工業用水道事業、下水道事業、上中診療所事業ともに、それぞれ公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は前年度と比較し733人減少しましたが、年間給水量は3,671立方メートルの増加となっております。

会計収支から見ると、当年度は料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた1,857万円が純利益となっております。

今後も引き続き定期的な漏水調査の実施や計画的な老朽施設の更新などを実施し、有効率の向上に努めるとともに健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり655立方メートルとなっております。

会計収支では、総収益から総費用を引いた868万円が純損失となっております。

今後も社会情勢の変化による受水企業の動向も視野に入れ、良質で安定した用水の提供に努めた事業運営を望むものであります。

また、今後、必要となってくる給排水設備機器等の更新についても計画性を持って対応いただきたいと思います。

次に、下水道事業についてであります。接続済人口は特別会計時の前年度と比較し210人の増加、年間処理水量は6万3,332立方メートルの増加、水洗化率は3.3%の増となっております。

会計収支から見ると、当年度は料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた1億8,059万円が純損失となっているものの、資金残高は1億9,189万円の増加となっております。

今後は、長期的な視点で施設全体の老朽化対策を講じるとともにコストの低減化に努められ、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、上中診療所事業についてであります。医療費抑制化政策や医師や看護師の確保など医療を取り巻く厳しい環境の中、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。患者数については、前年度に比べ入院、外来ともに減少したものの歯科外来は増加の状況にあります。

全体の医業収益としては、前年度に比べ2,890万円、9.3%の減収となっており、経常収益全体でも前年に比べ3,100万円、6.7%の減収となっております。

対する医業費用においては、前年度に比べ1,936万円、4.3%の減額となっておりますが、厳しい経営状況が続いております。

保健、福祉、医療の関係各課が連携し、上中診療所の役割について住民に広く理解を求め、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

それでは、審査を終えての意見を申し上げます。

それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として、最少の経費で最大の効果を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

ふるさと納税額は創意工夫による取組の効果により年々増加しており、自主財源確保に貢献しております。

また、本年3月に北陸新幹線敦賀駅の開業に伴い観光需要が見込まれるものの、今後の超高齢化社会、人口減少の進展、物価高騰等に伴う経済活動の悪化による税収への影響、地方交付税の減額など、歳入の根幹を成す財源が今後ますます減少することが明らかであります。

事業の実施にあたっては、複雑多様化する住民ニーズを的確に捉え、特に人口減少対策として策定した若狭町総合戦略に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものにするため、各課の事業をより連携させ、民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、学校及び保育所の今後の在り方についても、町の考え方を町民に丁寧に伝え、学校の適正規模への再編、保育所の民営化を進めることが重要であると考えます。

一方で社会保障費の増大や公共施設、水道及び下水道施設をはじめとした環境衛生施設の更新による財政負担の増加が想定されます。

未来を見据え、経営戦略に基づき行財政改革プランを着実に実施するとともに、持続可能な行財政運営のもと、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

最後に、北陸新幹線敦賀延伸により、国内だけでなく海外との交流も活発化し、町制20周年となる若狭町を全国にPRする絶好の機会でもあります。財政の健全化をにらみつつ、戦略的な事業を展開し、安全でかつ安心して生活ができる万全な対策を講じられるよう願うものであります。

以上、令和5年度若狭町一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関して、本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対し妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和6年9月2日 若狭町監査委員 河原武教

○議長（辻岡正和君）

監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで、暫時、休憩します。

河原監査委員が退場されます。御苦労さまでした。

(午前１０時１７分 休憩)

(午前１０時１８分 再開)

○議長（辻岡正和君）

再開します。

～日程第７ 議案第５５号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第７、議案第５５号「工事請負契約の締結について（令和６年度若狭町立瓜生小学校屋内運動場リフレッシュ工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第５５号「工事請負契約の締結について」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和６年度若狭町立瓜生小学校屋内運動場リフレッシュ工事をさせていただくもので、去る８月２３日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第５５号「工事請負契約の締結について（令和６年度若狭町立瓜生小学校屋内運動場リフレッシュ工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第 55 号「工事請負契約の締結について（令和 6 年度若狭町立瓜生小学校屋内運動場リフレッシュ工事）」

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第 8 議案第 56 号から日程第 11 議案第 59 号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第 8、議案第 56 号「若狭町印鑑条例の一部改正について」から日程第 11、議案第 59 号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」までの 4 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第 56 号から議案第 59 号までの 4 議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 56 号「若狭町印鑑条例の一部改正について」であります。印鑑登録証明書を電子申請で取得する場合に印鑑登録証の提示を不要とするため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 57 号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 58 号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」であります。令和 7 年 4 月 1 日の瓜生小学校と熊川小学校の統廃合に伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第 59 号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改

正する法律の施行に伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものがあります。

以上、4議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第59号までの4議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第12 議案第60号から日程第20 議案第68号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第12、議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」から日程第20、議案第68号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第60号から議案第68号の9議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9億249万6,000円を追加し、予算総額を128億7,882万1,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税で6,556万1,000円の増額、国

庫支出金で4,577万円の増額、県支出金で6,287万2,000円の増額、繰越金で6億1,374万8,000円の増額、町債で8,323万8,000円の増額などとしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費でSDGs推進事業に1,590万円、財政調整基金の積立金に4億2,100万円など、民生費では、パレオ若狭管理事業に7,675万3,000円、子どもの遊び場整備事業に3,000万円など、衛生費では、斎場管理運営事業に930万円など、農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に1,880万円、水産業強化支援事業に847万7,000円など、商工費では、企業誘致促進事業に3,000万円など、土木費では、除雪対策事業に9,693万円、道路維持修繕事業に4,650万円、建設発生土活用推進事業に1,600万円など、消防費では、消防費事業に231万円、教育費では、中学校教育振興事業に94万3,000円、縄文博物館運営事業に80万3,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,032万1,000円を追加し、予算総額を15億9,612万2,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金等を財源に、基金積立金で261万1,000円を計上のほか、令和5年度事業の精算に伴う福井県への返還金724万円などを計上させていただきました。

次に、議案第62号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ8万5,000円を追加し、予算総額を2億3,973万7,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第63号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,860万5,000円を追加し、予算総額を1億5,256万1,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金を計上させていただきました。

次に、議案第64号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億642万4,000円を追加し、予算総額を20億6,126万4,000円とするものであります。

介護保険事業勘定で前年度繰越金を財源に基金積立金に4,507万9,000円を計上のほか、令和5年度事業の精算に伴う国などへの返還金5,959万6,000円などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定で居宅介護予防支援事業費に１５９万５，０００円を計上させていただきました。

次に、議案第６５号「令和６年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ４１万９，０００円を追加し、予算総額を１６２万３，０００円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金等を財源に基金積立金に４１万９，０００円を計上させていただきました。

次に、議案第６６号「令和６年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ５７１万円を追加し、予算総額を３，８６９万９，０００円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金等を財源に基金積立金を計上させていただきました。

また、町営住宅管理事業において予算の組替えをさせていただきました。

次に、議案第６７号「令和６年度若狭町水道事業会計補正予算（第１号）」であります。資本的支出におきまして、排水施設改良費として２３１万円を増額するものであります。

次に、議案第６８号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第２号）」であります。資本的支出におきまして、下水道施設改良費として６４５万７，０００円を増額するものであります。

以上、９議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の９議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第６０号から議案第６８号までの９議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております9議案については、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第21 議案第69号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第21、議案第69号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第69号「財産の処分について」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、町が所有する若狭三方ビバレッジ株式会社の株式を株式会社BNSに譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案第69号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第69号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

議案審査のため、明日3日から8日までの6日間を休会にしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、明日3日から8日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時36分 散会)